

## 長与町議会議員政治倫理条例

### (目的)

第1条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる長与町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、町政に対する町民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

### (議員の責務)

第2条 議員は、町民の信頼に値する倫理を保持し、町民に対し、自らすすんでその高潔さを明らかにしなければならない。

2 議員は、常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて、公共の利益を損なうようなことがあってはならない。

### (政治倫理基準)

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 町の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約、業務委託契約に関して特定の業者を紹介、推薦し、又は妨害、排除する等の働きかけをしないこと。
- (4) 町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (5) 町の職員の採用、昇格又は異動に関して紹介又は推薦をしないこと。
- (6) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないこととし、後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (7) 公職選挙法に則り寄付等の行為をしないこと。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

### (町民の審査請求)

第4条 町民は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、文書で長与町議会議長（以下「議長」という。）に審査を請求することができる。

### (特別委員会の設置)

第5条 長与町議会（以下「議会」という。）は、前条の規定による調査を行うため、特別委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 委員会の組織及び運営に関しては、長与町議会会議規則及び長与町議会委員会条例の

定めるところによる。

3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 議長は、委員会から審査結果の報告書の提出を受けたときは、本会議に付議した後、すみやかに審査請求者へ文書で回答するとともに公表しなければならない。

(調査・審査への協力等)

第6条 審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）は、委員会の調査に協力しなければならない。この場合において、対象議員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(請求による説明会)

第7条 議会は、特に必要があると認めるときは、町民に対する説明会（以下「説明会」という。）を開催することができる。

2 対象議員は、説明会に出席しなければならない。

3 説明会において、審査請求者は、対象議員に質問することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。